

## 地域計画

策定年月日	令和7年2月27日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	成田市 122114
地域名 (地域内農業集落名)	遠山地区 (大山、馬場、久米、久米野、山之作、吉倉、東和田、川栗、畠ヶ田、大清水、南三里塚、駒井野、堀之内、長田、十余三、東峰)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	480 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	225 h a
② 田の面積	144 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	334 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	61 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 h a
（参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a

（備考）⑤は、区域全体では特定できていないが、アンケート結果より20haの規模拡大意向を確認。

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載。

5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努める。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載。

## (2) 地域農業の現状及び課題

本地区内の成田空港周辺の北総台地では、その大部分が畠として利用され、根木名川及び取香川沿いの低平地は主に水田として利用されている。畠では、露地野菜の慣行栽培のほか、有機栽培に取り組む農家や、一部ではナシや施設イチゴなどの栽培も行われている。大規模農家が存在する集落では農地の集積・集約化が進んでいるが、谷津等では30a未満の面積で段差も大きく、耕作条件等が悪い農地は荒廃化が進行しており、今後耕作放棄地の拡大や有害鳥獣による被害の増加が懸念される。さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足も地域の課題となっている。（令和6年5月に実施したアンケート結果では、本地区の後継者がいない農業経営体は7割）一方、空港を中心に発展している地域もあるため、開発と調和のとれた地区を目指すことが求められている。

このような状況の中、営農に適した良好な状態で農地の保全・利用を図るためにには、認定農業者、新規就農者、集落営農組織、農業法人等の多様な担い手を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、有機栽培希望者などを含めた多様な担い手への農地の集積・集約化を加速し、生産コストの削減を目指す。

また、畠作地帯では、サツマイモやニンジンなど市場ニーズの高い農作物の生産促進を図りつつ、有機作物の栽培を拡大するとともに、空港隣接地の優位性を活かし輸出を検討する。水田地帯では需要に応じた米生産を推進し、水田を活用した主食用米以外の農作物の生産促進を図り、水田の畠地化など新たな利用方法を検討する必要がある。

### 【地域の基礎的データ】

主な作物：水稻、サツマイモ、ニンジン、シロウリ、スイカ、ナシ、クリ、ブルーベリー、イチゴ、花き

## (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

畠作地帯では市場動向を把握し、露地野菜を中心にサツマイモやニンジンなどの収益性の高い作物の作付に取り組み、作物のブランド化を図る。また、販路拡大を目指すとともに、有機栽培希望者などを含めた新規就農希望者の受け入れを進める。そのため、地域内外から農地を利用する担い手を確保するとともに、担い手への農地の集積と、栽培する作物に合わせた農地の集約化を進める。さらに、水田地帯では、主食用米のほか、飼料用米等の非主食用米の生産拡大、大豆などの戦略作物栽培などの畠地化にも取り組むとともに、排水不良の改善や、農道の再整備など、農地が利用しやすくなるよう条件を整える必要がある。耕作条件が悪い農地については、空港に近い立地を活かして、観光農園等の活用も検討し、農地の保全と地域振興を図る。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を通じた農地の貸借を推進し、地区内の担い手を中心に農地を集積・集約化する。また、地区内の担い手が引き受けられない農地については、農地中間管理機構を活用し、地区外も含めた新規就農者、農業法人等の多様な担い手・経営体へ農地を集積・集約する。

### (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	47.2 %	将来の目標とする集積率	55 %
--------	--------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

地域で効率的な農地利用ができるよう、市や農業委員会、県、JA、成田市農業センターが連携して、地域の話し合いなどを通じ農地の集団化を推進する。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

新たに貸し付けを希望する農地等については、農地中間管理機構の活用を図りつつ、地区内の経営拡大を希望する担い手を中心に農地の集積・集約化を推進する。また、谷津等の耕作条件の悪い農地については、必要に応じて補助事業の導入を検討しつつ、農道の整備、暗渠排水の整備等を行なながら、新規就農者や農業法人、集落営農組織を含めた多様な担い手・経営体への集積・集約、団地面積の拡大について検討していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

地域における農業の将来の在り方を踏まえた農地利用の最適化について、市、JA、成田市農業センター、農業委員及び農地利用最適化推進委員等が連携した検討を行い、各機関が得た農地の出し手と受け手の情報を共有し、出し手と受け手のマッチングを図る。

上記検討結果に基づき、農地中間管理機構が受け手の経営意向や出し手の貸付意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組

継続的な営農が見込まれている農地では、排水の整備や、ほ場の大区画化、農道の舗装整備等により農作業の効率化を図る。また、老朽化している用水路については、必要に応じて応急工事や弁栓類の交換、施設の更新といった対応管轄土地改良区等と協議する。

空港を中心に発展している地域でもあり、開発の促進と農地の保全とのすみ分けを十分検討しつつ、今後とも農業者の意向を尊重した基盤整備等の必要性（実現可能性）を検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

市や農業委員会、県、JA、成田市農業センターが連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者等の新たな担い手に対して、農地のあっせんや栽培技術の支援等の取り組みを行う。また、様々な媒体を活用しながら成田市の農業や就農に関するPRを行う。

空港と一体化した観光農園や名産品である成田栗の生産など、多様な農業者の受け入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ① 成田市鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ等の被害に対して適切な防止対策を講じる。
- ③ 農作業の省力化を図るため、ほ場の大区画化と併せたスマート農業の導入について、地区内で協議を進める。
- ④ 成田市場や空港が近いため、立地を生かした輸出への取り組みを検討する。
- ⑦ 多面的機能支払交付金により、農道沿いの草木管理や排水路の泥上げといった活動を行う組織を支援し、農地の荒廃を防ぐ。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

（別添のとおり）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	311経営体		300 ha	0 ha		300 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含める。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努める。

5 目標地図（別添のとおり）